

## 横須賀市役所本庁舎電力供給（長期継続契約）仕様書

### 1 概要

- (1) 件名 横須賀市役所本庁舎電力供給（長期継続契約）
- (2) 需要場所 横須賀市小川町1番地  
(横須賀市役所本庁舎本館1号館、2号館、3号館、及び分館)
- (3) 業種及び用途 官公署
- (4) 契約種別 業務用電力

### 2 仕様

#### (1) 供給電気方式等

- ア 供給電気方式 交流3相3線式
- イ 供給電圧（標準電圧） 6,600V
- ウ 計量電圧（標準電圧） 6,600V
- エ 標準周波数 50Hz
- オ 受電方式 1回線受電
- カ 蓄熱式負荷設備の有無 無

#### (2) 契約電力、予定使用電力量等

- ア 予定契約電力 36,000kW（1,500kW/月×24か月）  
※電力デマンド監視を導入している。
- イ 予定使用電力量 6,938,793kWh（過去2年の使用実績）  
※月別の予定使用電力量（2年分）は別紙のとおり。
- ウ 使用電力量実績等 使用電力量、契約電力及び最大需要電力の実績は別紙のとおり。

#### (3) 契約期間

契約締結の日から令和5年1月31日までとする。なお、電力供給期間は次のとおりとする。

令和3年2月1日0:00から令和5年1月31日24:00まで

#### (4) 電力量等の計量

- ア 自動検針装置 有
- イ 電力会社の検針方法 遠隔自動検針
- ウ 電力量計構成 電力需給用複合計器（通信機能付き）

#### (5) 需給地点、電気工作物の財産分界点及び保安上の責任分界点

東京電力パワーグリッド株式会社の供給用配電箱における東京電力パワーグリッド株式会社の母線と横須賀市の地絡しゃ断装置の電源側接続点

(6) 電気料金の算定方法

ア 電気料金は各月の契約電力、使用電力量等により算定するものとする。

イ 電気料金は基本料金、電力量料金及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金(以下「再生可能エネルギー発電促進賦課金」という。)を合算した額とする。

(ア) 基本料金

基本料金単価、契約電力及び力率から以下に従い算出する。

・基本料金=基本料金単価×契約電力×(1.85-力率/100)

(イ) 電力量料金

電力量料金単価、使用電力量から以下に従い算出する。

・電力量料金=

「夏季」または「その他季」電力量料金単価×使用電力量±燃料費調整額

i 夏季電力量料金

7月1日から9月30日までの1月における使用電力量1kWhあたりの単価(1銭単位)

ii その他季電力量料金

夏季以外の月の1月における使用電力量1kWhあたりの単価(1銭単位)

iii 燃料費調整額

関東管内の「旧一般電気事業者」に相当する者が定める標準供給条件(電気需給約款)の燃料費調整単価から以下に従い算出する。

・燃料費調整額=使用電力量×(±燃料費調整単価)

(ウ) 再生可能エネルギー発電促進賦課金

関東管内の「旧一般電気事業者」に相当する者が定める標準供給条件(電気需給約款)による(※令和2年5月分から令和3年4月分までは2.98円/kWh)。

ウ 契約電力を超過した際の超過金

供給期間中の各月において、当該月の最大需要電力が契約電力を超過した場合、最大需要電力からその月の契約電力を差し引いた需要電力(以下「超過電力」という。)に対して、供給者は超過金を請求することができる。ただし、超過金は2-(6)-イ-(ア)に基づき計算した超過電力分の基本料金の1.5倍以下とする。

エ 料金その他を計算する場合の単位及びその端数処理は次のとおりとする。

(ア) 契約電力及び最大需要電力の単位は1kWとし、その端数は小数点以下第一位で四捨五入する。

(イ) 使用電力量の単位は1kWhとし、その端数は小数点以下第一位で四捨五入する。

(ウ) 力率の単位は1%とし、その端数は小数点以下第一位で四捨五入する。

(エ) 料金その他の計算における合計金額の単位は1円とし、その端数は小数点以下を切り捨てる。

(オ) 消費税額(地方消費税額を含む)の単位は1円とし、その端数は小数点以下を切り捨てる。

(7) 電気料金の請求

- ア 料金の請求は月毎に行い、請求額は2-(6)に基づき各種の調整加減算を行った後、税込み金額を算出する。
- イ 請求書は紙で発行し、総務部総務課あて郵送する。なお、請求書には請求内容の内訳(電力種別、最大需要電力、契約電力、使用電力量、単価、料金、力率等)を記載すること。

(8) 消費税率が変更となった場合の請求金額

- ア 契約期間内に消費税法(昭和63年12月30日法律第108号)並びに地方税法(昭和25年7月31日法律第226号)の改正による消費税率の変更があった場合における請求金額は、新たな消費税法による消費税率に基づき次の算定方法により算出する。

	料金項目	算定方法
(ア)	基本料金	基本料金単価×契約電力 ×(1.85-力率/100)×1XX/110
(イ)	電力量料金	「夏季」または「その他季」電力量料金単価 ×使用電力量×1XX/110±燃料費調整額(※) ※燃料費調整額=使用電力量×(±燃料費調整単価)
(ウ)	再生可能エネルギー 発電促進賦課金	再生可能エネルギー発電促進賦課金単価 ×使用電力量

- i Xは改正後の消費税率(地方消費税率を含む。)
- ii 燃料費調整額及び再生可能エネルギー発電促進賦課金は、2-(6)-イ-(イ)及び(ウ)による。
- iii 端数処理は、2-(6)-エのとおり。

(9) その他

- ア 力率の実績は別紙のとおり。契約期間中は100%を保持する予定である。
- イ フリッカ発生機器等電気の質に影響を与えるような負荷設備は特になし。
- ウ 非常用自家発電設備(予備電力)(2箇所合計1,148kW)及を有している。
- エ 現時点で契約期間中に建替や増築、トランス増量、受変電設備並びに引き込み位置の移設及び変更等、電力の契約に影響するような工事の予定はない。
- オ 現在の契約電力は1,500kW/月であり、供給開始時に契約電力を変更する予定はない。
  
- カ 各月の電気料金の算定において、基本料金の力率割引又は割増、電力量料金の燃料費調整及び再生可能エネルギー発電促進賦課金については、関東管内の「旧一般電気事業者」に相当する者が定める標準供給条件(電気需給約款)によるものとする。
- キ 入札金額の算定にあたっては、力率は100%とし、燃料費調整額及び再生可能エ

エネルギー発電促進賦課金は含まないものとする。

- ク 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、別紙入札金額積算内訳書により算出した入札金額（税抜）を入札書に記載すること。なお、契約の締結は単価契約により行う。
- ケ 本入札は契約期間中の電力供給単価を競争により決定するものであるため、関東管内の「旧一般電気事業者」に相当する者が単価を改定した場合も、単価改定は行わない。
- コ 使用電力量等の検針後、検針結果（電力種別、最大需要電力、契約電力、使用電力量、単価、料金、力率等）を電子データで速やかに総務部総務課あて提出すること。電子データのファイル形式はエクセルまたはCSVとする。なお、電子データについて、セキュリティが管理されているウェブページにおいて契約者毎にIDやパスワードを付与し、他の者が見ることができない形で電子ファイルを閲覧できる場合は、提出に代えることができる。
- サ 契約先変更の手続きに必要な供給地点特定番号、現在の供給者との契約番号（コード）、現在の供給者との契約名義及び現在の供給者については、落札者に開示する。  
また、落札者から変更の手続きに係るその他必要書類について提出依頼があった場合は、別途対応する。
- シ この仕様書にない事項は、横須賀市の指定する電力供給契約約款（以下「電力供給契約約款」という。）の定めるところによるものとする。
- ス この仕様書及び電力供給契約約款に定めのない供給条件については、関東管内の「旧一般電気事業者」に相当する者が定める標準供給条件（電気需給約款）等により横須賀市と落札者で協議するものとする。

### 3 連絡先

横須賀市総務部総務課 総務・庁舎管理係 （電話） 046-822-9666

## 1 横須賀市役所本庁舎(1・2・3・分館) 使用電力量及び最大需要電力等実績

## (1)平成30年度

月	季節区分	契約電力(kW)	最大需要電力(kW)	使用電力量(kWh)	力率
4月	その他季	1,500	864	246,790	100%
5月	その他季	1,500	1,051	264,660	100%
6月	その他季	1,500	1,150	299,450	100%
7月	夏季	1,500	1,358	360,420	100%
8月	夏季	1,500	1,394	377,875	100%
9月	夏季	1,500	1,236	291,566	100%
10月	その他季	1,500	1,138	281,124	100%
11月	その他季	1,500	948	262,925	100%
12月	その他季	1,500	1,008	266,424	100%
1月	その他季	1,500	1,044	278,930	100%
2月	その他季	1,500	1,090	270,974	100%
3月	その他季	1,500	1,042	277,272	100%
合計		18,000	-	3,478,410	-

## (2)令和元年度

月	季節区分	契約電力(kW)	最大需要電力(kW)	使用電力量(kWh)	力率
4月	その他季	1,500	977	255,216	100%
5月	その他季	1,500	1,054	246,742	100%
6月	その他季	1,500	1,130	280,356	100%
7月	夏季	1,500	1,289	324,581	100%
8月	夏季	1,500	1,294	343,147	100%
9月	夏季	1,500	1,265	303,242	97%
10月	その他季	1,500	1,214	297,281	97%
11月	その他季	1,500	998	263,554	97%
12月	その他季	1,500	1,001	284,496	99%
1月	その他季	1,500	1,068	285,324	100%
2月	その他季	1,500	1,046	274,308	100%
3月	その他季	1,500	1,018	302,136	100%
合計		18,000	-	3,460,383	-

## 2 横須賀市役所本庁舎(1・2・3・分館) 月別使用予定電力量(2年分)

月	季節区分	契約電力(kW)	使用電力量(kWh)
4月	その他季	3,000	502,006
5月	その他季	3,000	511,402
6月	その他季	3,000	579,806
7月	夏季	3,000	685,001
8月	夏季	3,000	721,022
9月	夏季	3,000	594,808
10月	その他季	3,000	578,405
11月	その他季	3,000	526,479
12月	その他季	3,000	550,920
1月	その他季	3,000	564,254
2月	その他季	3,000	545,282
3月	その他季	3,000	579,408
合計		36,000	6,938,793

季節区分	使用電力量(kWh)
夏季	2,000,831
その他季	4,937,962
合計	6,938,793

※「2 横須賀市役所本庁舎(1・2・3・分館) 月別使用予定電力量(2年分)」表中の「契約電力」は1,500kW/月とし、各月2年分を記載している。

※力率は、H30とR1の平均が99.6%のため、小数点以下第一位を四捨五入し100%で想定する。